

平成28年度

臨時福祉給付金のお知らせ



障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等
支援臨時福祉給付金）も併せて支給します。

平成28年度 臨時福祉給付金のあらまし

支給対象者

【臨時福祉給付金】

- 平成28年1月1日現在、本市に住民登録があり、平成28年度の市民税（均等割）が課税されていない人。ただし、課税されている人の扶養親族などである場合や生活保護の受給者である場合は支給対象となりません

【障害・遺族年金受給者向け給付金】

- 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人は、併せて障害・遺族年金受給者向け給付金の支給対象となります。ただし、高齢者向け給付金を受給された人は、支給対象となりません

支給額

【臨時福祉給付金】

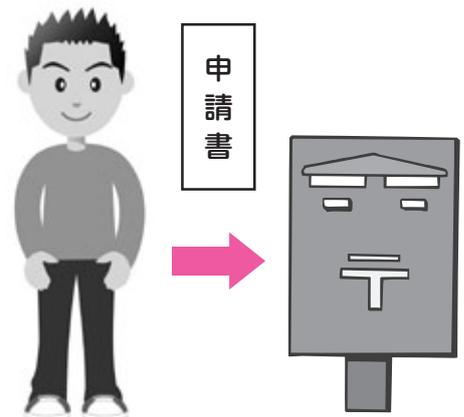
1人につき3,000円です。

【障害・遺族年金受給者向け給付金】

1人につき30,000円です。

申請方法

支給対象と思われる世帯に申請書を郵送しますので、必要事項をご記入の上、必要書類とともに同封の返信用封筒にて、郵送してください。



受付期限

平成29年1月31日(火) (当日消印有効)

受給方法

口座振り込み(振込日は、郵送でお知らせします)

※9月中ごろ、支給対象と思われる世帯に、申請書を発送します。

支給対象と思われる人で、10月になっても申請書が届かない場合は、下記までお問い合わせください

問い合わせ先 **臨時福祉給付金室** ☎354-8092 FAX 354-8093

支給の流れ



9月中ごろ、
支給対象と
思われる世帯に、
申請書を発送



申請書が届いたら、
必要書類とともに
市へ返送(郵送)



提出書類審査後、
給付決定の
お知らせを郵送

口座振り込み



給付金受給

臨時福祉給付金 Q&A

Q 申請に必要な書類は？

A 申請は以下の書類を、同封の返信用封筒で郵送してください。

①申請書

②本人確認用の書類の写し

申請者だけでなく、受給者全ての人の分が必要
健康保険証、運転免許証、パスポート、
個人番号カード、住民基本台帳カードなどの写し
外国人市民の人は、在留カードの写し

③振込口座の通帳などの写し

申請者のもので、口座名義人の名前、口座番号、
店番号が記載されているページの写し

Q 申請は郵送だけですか？

A 郵送が原則ですが、

9月12日(月)～10月31日(月)の期間、
総合会館 1階特設窓口
(8時30分～17時15分 土・日・祝日を除く)
で申請を受け付けます。

※各地区市民センター(中部を除く)でも受け付けま
すが、市民窓口サービスセンター(近鉄四日市駅高
架下)では受け付けていませんので、ご注意ください

※11月1日(火)以降は、市役所3階 健康福祉課に
て受け付けます

臨時福祉給付金の支給をよそおった 「振り込め詐欺」や「個人情報^{さしゅ}の詐取」にご注意ください

- 市や厚生労働省などが、ATM(銀行、コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらえるようなことは、絶対にありません
- 市や厚生労働省などが、臨時福祉給付金を支給するために、手数料の振り込みを求めることなどは、絶対にありません
- 市や厚生労働省などが、口座番号などの個人情報を、電話で照会することは、絶対にありません

不審な電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、市民・消費生活相談室(☎354-8147)や最寄りの警察署[または警察相談専用電話(#9110)]にご連絡ください